

いわき市水道局建設工事に係る地域制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道局が発注する水道施設工事（以下「工事」という。）において実施する地域制限付き一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において地域制限付き一般競争入札とは、いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成7年3月31日制定。以下「要綱」という。）第3条第5号イに掲げる入札参加資格を設ける入札のうち、次の第4条に規定する地域要件を定めるものをいう。

(対象工事)

第3条 地域制限付き一般競争入札の対象となる工事は、1件当たりの設計金額が2,000万円以上5,000万円未満の水道施設工事とする。

(地域要件)

第4条 地域制限付き一般競争入札の地域要件は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施については要綱の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

（地域制限付き一般競争入札に係る地域要件）

区分	施工箇所	入札参加申請者の 本店所在地
北部地区	平地区 内郷・好間・三和地区 四倉・久之浜・大久地区 小川・川前地区	平地区 内郷・好間・三和地区 四倉・久之浜・大久地区 小川・川前地区
南部地区	小名浜地区 勿来・田人地区 常磐・遠野地区	小名浜地区 勿来・田人地区 常磐・遠野地区